

[個別注記表]

I. 重要な会計方針の注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

①製品・半製品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

②貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上している。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっている。

（2）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

4. 収益及び費用計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っている。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において充足されるが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の販売において出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識している。

5. その他計算書類作成のために基本となる重要な事項

（1）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

（2）連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への

移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日) 第 3 項の取扱いにより「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日) 第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日) を適用する予定である。

II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の販売において出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識している。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っているが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はない。また、当事業年度の損益に与える影響もない。

III. 会計上の見積りに関する注記

当社は日本製鉄株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しており、繰延税金資産の認識は、主に将来の事業計画に基づく連結課税所得の発生時期及び金額によって見積りを実施している。当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した連結課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、当事業年度に係る計算書類に計上した繰延税金資産115百万円に重要な影響を与える可能性がある。

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式の数	2,000 株
----------------	---------

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払賞与である。

VI. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針の注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

VII. 金額の端数処理に関する注記

百万円単位での表示については、百万円未満を切り捨て表示にしている。